副　本

平成２３年（ワ）第９１２号　損害賠償請求事件

原　　告　　小林　洋一

被　　告　　和　泉　市

答　弁　書

平成２３年１０月３１日

大阪地方裁判所岸和田支部　民事１Ａ係　御中

〒５４１－００５３　大阪市中央区本町３丁目５番７号

御堂筋本町ビル２階　（送達場所）

電　　話　　０６（４７０５）２８８２

ＦＡＸ　　０６（４７０５）２６８７

被告和泉市訴訟代理人

弁護士　比　嘉　廉　文

同　　比　嘉　邦　子

同　　川　上　　確

同　　橋　本　匡　弘

同　　酒　井　美　奈

同　　勝　谷　沙　恵

請求の趣旨に対する答弁

1　原告の請求を棄却する。

2　訴訟費用は原告の負担とする。

との判決を求める。

請求の原因に対する認否

第１　「第１　当事者」について

第１項中、原告が和泉市に居住する者であり、本件請求の原因となった住民監査請求を行った者であること、被告は、本件監査を行った地方公共団体であることは認め、その余の事実は不知。

第２　「第２　本件提訴に至る経緯」について

1　第１項及び第２項は認める。

2　第３項中第１文は認め、第２文は否認し、又は争う。

3　第４項は認める。

4　第５項は不知。

5　第６項は不知又は争う。

6　第７項中、原告が本件監査請求を行った事実は認め、その余の事実は不知。

7　第８項から第１０項までは否認し、又は争う。

被　告　の　主　張

第１　本件監査行為は、「違法」の評価を受けない行為であること。

1　「国家賠償法１条１項は、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背して当該国民に損害を加えたときに、国又は公共団体がこれを賠償する責に任ずることを規定するものである。」（最高裁昭和６０年１１月２１日、民集３９巻７号１５１２頁）とされている。

ところで、住民監査請求制度は、住民に対し、普通地方公共団体の執行機関及び職員の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、監査委員をして、その監査及び当該行為等の防止、是正、当該行為等によって普通地方公共団体が被った損害の補填のために必要な措置等をなすべきことを請求する権能を与えるものである。

その目的は、当該普通地方公共団体の自律的な内部的処理によって、簡易迅速に、違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実を是正し、もって地方財務行政の適法な運営を確保し、住民全体の利益を保障することにあるから、監査委員は、請求人個人のために監査及び必要な措置を講ずべき義務を負うものではない（名古屋地裁平成８年３月２９日判決（判例時報１５８２号４０頁。乙第１号証）。ほかに同様の立場を採用している裁判例として、同判決の控訴審である名古屋高裁平成８年７月３０日判決（判例時報１５８２号３９頁。乙第１号証）、横浜地裁平成３年６月１９日判決（判例タイムズ７７２号１４７頁。乙第２号証）、東京地裁平成９年４月２１日判決（判例タイムズ９７１号１２９頁。乙第３号証）がある。）。

このように監査委員は、監査請求人個人のために監査及び必要な措置を講ずべき義務を負うものではないことから、監査委員の監査行為は、監査請求人個人との関係において、国家賠償法第１条第１項の「違法」の評価を受けることのない行為である。

2　地方自治法第２４２条に基づく住民監査請求に係る監査の結果に不服がある場合には、請求人としては住民訴訟を提起して、司法審査を受けることができる（同法第２４２条の２）のであるから、上記結論が請求人の保護に欠けるものとはいえない。

因みに、現に、原告は、本件住民監査請求に係る監査の結果を不服として、大阪地方裁判所に対し、住民訴訟を提起している（平成２３年（行ウ）第８６号損害賠償請求事件）。

3　以上のとおり、本件各監査委員は、住民監査請求の請求人である原告個人のために監査及び必要な措置を講ずべき義務を負うものではないことから、原告の住民監査請求に係る本件各監査委員の監査行為は、原告個人との関係において、国家賠償法第１条第１項の「違法」な行為に該当しない。

第２　本件監査行為は、地方自治法上「適法」であること。

1　本件監査行為について

(1)　本件の監査の結果（甲第３号証）中、「第１　和泉市職員措置請求の受付」から「第３　監査対象部局の説明」までの部分には、箕面市における監査結果（甲第４号証）の表現を引用したとの事実は認められない。

(2)　次に、「第４　監査の結果」の部分において、その一部には、箕面市における監査結果（甲第４号証）の表現を引用し、又は参考にした部分が存在する。

もっとも、当該部分には、介護保険制度に関する一般的説明、客観的事実等が記載されており、誤った説明や虚偽の事実は記載されていない。

(3)　さらに、「第６　要望」の部分についても、和泉市の誤りの是正を要望する旨の記載がなされているところ、当該要望も、本件監査対象となった行為に対する適切な要望といえる。

(4)　ところで、原告は、「和泉市と箕面市の監査請求の内容（財務会計行為）が異なるにもかかわらず、…後段の監査結果は箕面市の監査結果を丸写しにしたため、請求していない事項について判断し、請求している事項を判断しない異常な監査結果となった。」（訴状３ページ１行目～４行目）と主張するが、同主張は失当である。

原告の請求は、「職員の誤った報告により市に損害を与え、市はその損害を請求する権利を有するところ、それは債権であり市の財産であるから、請求を怠ることは財産の管理を怠る事に当たるとして請求したものである」（訴状２ページ下から７行目～５行目）ところ、本件の監査結果は、原告の

当該請求に対して、「介護保険特別会計に対し市は法定繰入金（１２．５％）以外の繰り入れは行っていないことから市に損害を与えてはいないことになる。」（本件監査結果（甲第３号証）１０頁下から７行目～６行目）と判断し、被告に「損害」がないことから、原告の請求に理由がないと認定している。

したがって、本件の監査結果は、原告が請求している事項に対する判断を行っている。

なお、本件の監査結果は、上記判断に続けて、「本件請求の対象行為にあたる法第２４２条第１項に規定する住民監査請求の対象となる『違法又は不当に公金の賦課、徴収を怠る事実』に該当するものとは認められない。よって本件は財産の管理を怠る事実にも該当しない。」と判断をしている。

当該判断部分の内容の妥当性の問題は措くとしても、当該判断部分は、付加的な判断をしているに過ぎない。

(5)　小括

以上のとおり、本件において、「監査の結果」（甲第３号証）の記載内容の一部について、箕面市の監査結果の表現を引用し、又は参考にしたとの事実は認められるものの、本件の監査の結果は、原告の請求に理由がないことを示す理由として十分なものであり、地方自治法第２４２条に基づく監査として「適法」なものである。

２　結論

仮に、本件監査行為が国家賠償法の対象となる行為に該たるとしても、本件監査行為は、地方自治法第２４２条に基づく監査として「適法」なものである以上、国家賠償法の対象となる公務員の「違法」な行為は存在しないというべきである。

以　上